

広島県告示第六百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

令和四年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	解 除 し た 事 務	解除した年月日
総務局総務課に所属する次の職員 八 剣 学	一 当該課の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認 二 知事部局の本庁で収納する行政手続条例の規定による聴聞に関する資料の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管 三 新型コロナウイルス感染症対策寄附金に係る現金及び有価証券の出納及び保管 四 総務局（研究開発課及び秘書課を除く。）に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	令和四年七月三十一日